主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人扇谷俊雄の上告趣意は、原審において主張、判断を経ていない事項に関する憲法三九条、一四条違反の主張および量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四九年二月一四日

## 最高裁判所第一小法廷

夫		康	上	岸	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官